

第百八十回国会

参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第六号

平成二十四年三月二十九日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

山下 芳生君

補欠選任

紙 智子君

出席者は左のとおり。

委員長

池口 修次君

理事

岡崎トミ子君

小西 洋之君

藤原 良信君

米長 晴信君

愛知 治郎君

佐藤 信秋君

森 まさこ君

谷合 正明君

委員

大久保潔重君

金子 恵美君

行田 邦子君

斎藤 嘉隆君

田城 郁君

谷岡 郁子君

轟木 利治君

西村まさみ君

白 眞勲君

平山 幸司君

広田 一君

藤原 正司君

増子 輝彦君

赤石 清美君

岩城 光英君

上野 通子君

岡田 広君

熊谷 大君

佐藤 正久君

高階恵美子君

藤井 孝男君

牧野たかお君

山田 俊男君

石川 博崇君

渡辺 孝男君

小熊 慎司君

桜内 文城君

紙 智子君

吉田 忠智君

亀井亜紀子君

荒井 広幸君

森 まさこ君

佐藤 正久君

紙 智子君

吉田 忠智君

荒井 広幸君

谷岡 郁子君

金子 恵美君

増子 輝彦君

岡崎トミ子君

委員以外の議員

中山 恭子君

加藤 修一君

秋野 公造君

川田 龍平君

衆議院議員

修正案提出者

太田 和美君

近藤 洋介君

梶山 弘志君

吉野 正芳君

修正案提出者 高木美智代君

国務大臣

環境大臣

国務大臣

(復興大臣)

副大臣

経済産業副大臣

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

政府参考人

文部科学省研究開発局長

環境省水・大気環境局長

戸谷 一夫君

鷲坂 長美君

鷹坂 長美君

鷹坂 長美君

鷹坂 長美君

鷹坂 長美君

鷹坂 長美君

鷹坂 長美君

鷹坂 長美君

鷹坂 長美君

鷹坂 長美君

鷹坂 長美君

鷹坂 長美君

鷹坂 長美君

鷹坂 長美君

鷹坂 長美君

鷹坂 長美君

鷹坂 長美君

鷹坂 長美君

鷹坂 長美君

鷹坂 長美君

鷹坂 長美君

○委員長(池口修次君) 福島復興再生特別措置法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小熊慎司君 みんなの党の小熊慎司です。

私、十三年前に会津若松の市会議員からスタートしたんですが、その際に先輩議員に教えていただいたのは、一〇〇、ゼロじゃないんだと、やむなし賛成もあるし、やむなし反対というのもあるんだと。今回のこの特措法、昨日、森議員も、優しい顔しながら大変厳しい、百点満点中二十点だということも御指摘をされましたが、私、二十点とは言いませんが、やはりまだまだ足りていない部分があります。

ただ、百点を取ろうとして時間を掛けても、これは今の問題は何か一つ解決しませんから、やはりしっかりと取り組んで、一つでも多く積み上げていきながら、また、さらには今顕在化していない問題も今後顕在化してくる、ましてや原発事故が収束していなければ長い闘いになるということがあれば、とにかく今は一つでも二つでも実行に移して、そして、またその対処をしながら新たに付け加えていく、対応していくということが必要だ、というふうに思います。

そういう意味では、この法案を成立させることがゴールではなくて、まさにスタート、稚拙なスタートかもしれないけどスタートすることに意味があるということで、そういった観点から質問をさせていただきます。

そしてまた、今回のこの法律に関しては修正案の、かかわった先生方は本当に御努力をされて、この肝は、修正の肝は、国の責任を明確化したところだと思えます。

一義的には東電の責任でありますけれども、尊敬する県議会の先輩でもある吉野先生も我々も、この原発に関しては推進、若しくは容認、安全神

話という言葉総理も核サミットで使われましたけれども、私は一回使ったことありますが、安全願望だったと思います。何も事故が、検証していかないに安全だと信じたかった。私も県議会の議事録ひっくり返してみたら、原発どうだなんて一回もしたことはない。自分自身も反省があります。吉野先生も絶えず同じような思いで質問に立たれた発言をされたりしていますけれども、そうしたことを含めて、やはり国、政治家自身も責任があったということの後対応していかなきゃいけないというふうに思っています。そういったことを併せて考えながら、質問に移りたいというふうに思います。

それで、昨日も森議員の方もまた指摘はしていただきましたけれども、やっぱり法案成立した後、今言ったとおり、しっかりと見ていかなきゃいけない、私も地元のあるんな経済団体とか経済人とお話ししますけれども、この課税の特例、これは広くやっぱり見ていかなきゃいけない。風評被害の補償も結構されているんですけども、真つ当な経済人であれば、補償で食っていきたいわけじゃないんですよ。正々堂々自分が汗をかくて、真つ当な経済活動で自分の会社を守り、家族を守り、地域を守っていきたいということを考えれば、さはさりながら、今のこの風評被害含め福島県の状態を考えれば、なかなか厳しいものがあります。

ほかの地域であれば、おいしいから買ってください、いいから買ってくださいと言いますけれども、まず我々は、安全です、こうです、そういう説明から始めなければいけません。そういう意味では、大変なハンデを背負っている中です。ただ、そのハンデを補償で埋めるのではなくて、やはり税制の弾力的な体制を取ってやっていくことが必要だというふうに思います。

そういう意味でも、今回の課税特例というのは大変まだまだ狭い、自立してやっていくということとかのアドバンテージになっていないということのことを考えれば、今後、それをしっかり経済状況を見

ながら拡大をしていく、またその範囲を広めていくということが検討が必要だと思いますけれども、まずこの点について伺いたいします。

○国務大臣(平野達男君) まず、委員がおっしゃいましたように、福島特別措置法、これ、もし成立させていただければ、一つのスタートだと思えます。そしてまた、大きなスタートだと思えます。そして、動いて考えていくという、動きながら修正すべきものは修正するという、そういう考えでいきたいと思えますし、そのほかに、まだまだスタートさせなければならぬものがあります。そういったことも、連携しながらやっていくという姿勢で臨んでいきたいというふうに思います。

そこで、御指摘のとおり、東日本大震災からの復興については中長期的な視野を持って取り組む必要がございます。福島県における原子力災害を含めて、東日本大震災からの復旧復興状況を踏まえつつ、今後とも税制上の支援については検討してまいりたいというふうに思っています。

衆議院による修正によりまして、福島特措法の附則第二条において、政府は、この法律の施行後三年以内に、課税の特例を含め、この法律の規定についての検討を加え、必要があると認めるときは速やかに必要な措置を講ずることとしているという、こういう修正が加えられたところでもございます。

○小能慎司君 この必要があるときというところが、これ哲学的な問題になってきますけれども、補償されるべきは補償していかなくちゃいけないんですが、やっぱりこれは、我々は自由な経済の社会で生きているわけですから、補償が前提ではなくて、これは後進国の人間と違います、それは後進国の人に申し訳ないかもしれないけれども、自立していくということがやっぱり前提にあつて、自分の力でどう立ち直っていくかということ、を制度として構築していくという意味では、ばらまきではなくて、まさにその地域の人たちが持っている力を引き出していくという方向では是非、そ

ういった方向、必ず失わないように検討をこれからお願いを、そういう意味で注視をしていきたい、補償すればいいという話ではなくて。実は、これはいわゆる海外への支援なんかもそうですけれども、チャリティーではないんですよ。やっぱりこれは戦略的に福島の自立、再生ですから、そういう視点を持って今後注視をしていくことをお願いを申し上げます。

次に、除染についてなんですけれども、これ、私のところの会津も百キロ以上、百キロから百五十キロ離れている地域であるんですが、除染についてもいろいろ地域によって非常に悩みが多いところでもあります。

この福島の再生というものは、この放射能との闘い、これ科学的根拠がなくても、もう放射能があるんじゃないかということも含めれば、私の、ほとんど放射能が、線量が低い地域でも、これ闘っていかなくちゃいけないところでもあります。はつきり言えば、この間の予算委員会でも玄葉大臣も言っていましたけれども、会津辺りはほかの海外とも比べても逆に低いぐらいだったり、東京より低かったりもしているんですけども、そうはなっていない。まして、除染計画を各市町村でも作っている状況にもあります。そうしないと、荒井議員も言っていたとおり、安全基準とは別個の安心基準というのがやっぱり今現実存在していますから、安心のためにはやらなければならぬんですけれども、これ、やっぱり線量の低い地域のところは、市町村の自主性といって市町村に任せてしまつたがゆえの裏返しは今あります、吉野先生も地元ですから分かるのとおり。

例えば、私の住んでいる会津若松市は除染計画、特段作っていないんです。隣町は作つた。何が起きるかという、今例えば、果樹の剪定をしたときに、除染計画あるところは剪定そのものが除染作業なんです。ないところは、剪定は剪定ですから、何のお金も出てこない。そうすると、放射線自体、ほとんど同じような線量なのに、作るか作らないかでこの差が出てしまうとい

うところがあります。こういった問題点。

だから、やっぱり復興そのものは、地域主権でちゃんと権限、財源を与えて、もう即断即決でやる。逆に、放射能にかかわることは、風評被害も含めて国が徹底的にやるといのが本来の在り方だったんじゃないかな。今は逆に、復興は、財務省が何か知らぬですけども、お金を握って地方をコントロールしようとしているという、これ、うがった見方かもしれないですけども、そんな嫌いもある。逆に除染は、いやいや市町村の自主性に任せますといつて、逆に現場が混乱をしている、こうした状況があります。

そしてさらに、昨日も質問通告の後やり取りしていて、本当によつとがっかりはしたんですけども、除染の作業の労働単価も市町村によって違うんですよ、これ。片や一時間千円ぐらいで、片や三千円ぐらいになっている。総枠の除染作業のモデルの、モデルというか金額のひな形はありますけれども、労働単価はないんですよ、これ。そういうところで市町村の差が出てしまつていて、これが市町村の自主性だなんというのは、逆に現場に混乱を起こしている結果だと思えます。

この点について、除染作業、除染の様々な自主的にやっていたにいたっていることによつて、結果、格差が出てきている、そして地元が混乱しているという状況を、どのように今後それを認識して改善していくつもりですか。

○政府参考人(鷲坂長美君) お答えいたします。

除染につきましては、議員御指摘のとおり、市町村に除染していただく地域につきましては、基本的に空間線量率が一ミリシーベルト以上のところを重点調査地域として指定いたしました。今、福島県では四十一市町村指定されておりますけれども、そういった中で順次市町村において除染計画が作成され次第、事業が開始されていると承知しております。

今御指摘の労務賃といえますが労働賃金の問題でございます。私も個別具体的な事情までつま

びらかにしておりませんが、当初そうした事例があったというようなことは聞いておりません。

今、福島県の市町村における除染につきましては、基本的に除染費用は福島県の基金の方に国の方が積んでおりますので、福島県の基金の方から財政措置が行われるということでございまして、私も、福島県と一緒にございまして、現在は、例えば市町村が除染を発注する場合の予定価格の設定について、その目安となるような考え方を県の方からも市町村の方に示しているところでございまして、そうしたことから、除染事業がそれぞれ、今まだ除染事業、緒に就いたばかりでございまして、ある程度進捗した段階ではそういったことも平準化されるのではないかと考えております。

○小熊慎司君 それは今現実の、そのとおりなんですけれども、だから問題が起きているということなんです。どこか歩引いて、いや、それは市町村、県の判断なんです。また、原発事故は東電が主犯で国が共犯者なんです。低線量であるという何であらうと国が責任を持たないといけないと思えます。

片や普通の公共事業は、四十七都道府県のうち福島県が一番労働単価が低くて、それでいろんな復興に関しての労働者の移動が結構福島県は集まらなくて大変なところで、ここは直そうとしないで、除染は県の基金でやっていますから県で何たらかんたらと言いましたけれども、だからこれ、国が明確に責任を感じていないという証左だと私は思いますよ、混乱起きているんですから。そこを言っているんですよ。全然人ごとなんです。

片や細かい復興の話は口を出してきて査定をして、国が前面に立たないといけないとか、それは、いや、県に任せます、市町村に任せます。だから、市町村に任されて今困っているところがあるんですよ。たった道一本隔てて除染の計画が違

うといつたら、それ、その首長さんいろいろ意見もらって大変だし、住んでいる側も大変だし、そこを言っているんですよ。仕組みの説明なんていいんですよ、それ分かっているんだから。それで問題が起きているんですよ。ことなんでしょう。それをどう改善するんですかという質問をしているんですよ。

○政府参考人(鷲坂長美君) 済みません、ちょっと説明不足だったかも知れませんが、一応仕組みとして福島県の市町村での除染事業につきましては、国の方から県の方に基金をつくりまして、それで財政措置をしているという、そういうのが制度としてあります。

私も、そういった中でも前面に立つてやっていくということ、今年の一月からは福島県の環境再生事務所を立ち上げて、また今年の四月からは、予算ということも関係がございまして、線量のところも含めて市町村ごとに担当者を張り付けまして、そして十分いろいろなお話をお伺いしながら進めていきたい、このように考えているところでございます。

労働単価のことにつきましては、なかなか、市町村が発注をするということの中で、企業と労働者との関係というようにございまして、そういった予定価格の目安となる考え方を現在県から市町村に示しておりますけれども、その中身につきましては私も十分一緒に考えているところでございまして、そういうことでございまして、

○小熊慎司君 しつかり国が前面に立つてそのやっぱ基準を示さない、これは今は現場混乱していますから、是非そこはしっかりと国が責任を持つて示す。最終的には、それは県とか市町村が最終決定はするんでしょうけれども、これはやらないで駄目ですよ。かなりの格差ですからね、これは市町村ごとによつて。

あと、今言ったとおり、それは市町村が除染決めるんだけれども、基本的には、私はもう市町村

に委ねるんじゃないで、これ低線量だつて何だつて全国一律の基準持っていないじゃないんですよ、本来であれば、であれば、市町村に任せるということは、私は別に地域主権じゃなくて、これは責任の転嫁であつて、一ミリと言いましたけれども、この際言いますけれども、空間線量でいえば一番高いのは岐阜県ですよ、三月十一日以前は、一・一八あるんですよ、年間。だけど、これは、東日本、特に福島県は、三・一一以降の数字、どうなったかそれ比べるものがあったりする地域もありますけれども、一ミリを目指して頑張れというからやるんですよ、これ、やっぱ地域によって低線量ではつきが出ちゃったもんじゃないんですよ。

本日は市町村がつかうべきじゃなくて、国が何ミリ以上はこう、何ミリ以上はこうやっていかねければ、市町村長にそれは科学的知見求めて、オーケーだ、いや、うちはやります、やりません、なかなか本来現実的には決められないし、今はつきがあるから、決めていこう、決めていらないところ。特に低線量の会津地域はそうですよ、まだらですよ、やっていると、ろんな混乱あるんですよ。

これ、もう一回考えを改め直して、やっぱ低線量の部分も市町村に委ねるんじゃないで国が率先して基準を示す、それが荒井先生が言った安心基準にもつながるんですよ。私、そういうふうに考えるんですが、そうした考えに訂正していく、検討していくということはないですか。

○政府参考人(鷲坂長美君) この除染につきましては、放射性物質の汚染対処特措法に基づきまして今進めているところでございます。市町村で除染をしていただく地域につきましては、やはり国の方できつと、どういったところを除染していくのかということで、今私どもは専門家を交えた検討会で一ミリシーベルトというところで区切っておりまして、面的に一ミリシーベル

トを超えるようなところを重点調査地域として指定をして、それでそういったところにつきまして市町村で計画を作っていたら、それで我々も一緒に進めていきたいと考えております。

○小熊慎司君 市町村の計画で私、要らないと思つている。国が計画をして市町村に協力してもらう、復興は市町村が主体で国が協力する、これが本来の整理したやり方だと思つて、こういうやり方しているから、実は、これ福島特措法のあれですけども、福島県以外のところどうなんだということですよ。私の住んでいる会津は原発から百キロ、仙台も百キロ、日立も百キロ、那須も百キロ、山形の一部も百キロ。でも、起きていることは全然違う。これは、ちゃんとした基準が国で持つていないからですよ。そこをちゃんと自覚して対応してもらわないと、混乱はずっと続くし、この後の次の質問の風評被害、地域の安心と

いったものも一向につくられていくということはないんですよ。大臣、どう思いますか、こういう全体というか、ざっくりした話で。○国務大臣(平野達男君) 委員の問題意識は私もかなり共有するところがあります。ただ、私もかつて土木関係の仕事をした経験からいいますと、除染の発注というのはこれは大変難しいです。つまり、成果品というものをどういう形で求めるのか。例えば、放射線量を最終的には下げるというのが目的なんですけれども、というためにやるんですが、発注として、何ミリシーベルトまで下げないかと、いかにコストが掛かってもいいですという発注の仕方をするのか、あるいは標準的な必要に発注形態にして、これだけの単価でやることをやってくださいという形でやるのか、この辺りの判断は非常に難しい判断があると思つて

今そこは、環境省もいろんな、今日遠慮して余りしゃべっていませんけど、いろんなゼネコンさんとか等々の意見も聞きながら、何とか標準的な

形態みたいなものをつくれないうことで努力しているというふうには私は理解しています。

これは、市町村の今のモデル実験をやりながら、でき得れば歩掛かり的なものでもしのであらばつくられたらいいと思いますが、ただケースが余り非常に違っているために難しい面もあると思います。ただ、委員が言うところのやつぱりそういった考え方は、できるだけ国がきちつきちつと示していく、それで、ある程度、ケースが違いますから、自治体の協力も得ながらやっていると意味においては裁量に任せなくちゃならない部分もあるかと思いますが、できるだけ国の指針みたいなものが示せるような何か範囲という部分を広げていってもらうような努力をしてみたい、広げていくということが大事だということふうにお願いをしたいというふうには思います。

○小熊慎司君 いや、それは大臣、そのとおりですよ、本当。難しい問題ですから、これ市町村、県でそれは手に負える問題じゃないんですよ。まして責任は国なんです。これは是非、今大臣言ったとおりのことをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

次に、これ、福島再生の場合はしっかりと、放射能との闘い、原発事故との闘いがあるんですが、いろんな問題、中間処理、貯蔵施設の問題もありますけれども、やっぱり広くこれから経済的にも復興していくと、商売をしていくということには、例えば台湾なんかは輸入規制を外したんですけれども、二次産業の製品を外していないという、訳分らないんです。これ政治的な判断もあるかもしれないですけど、やっぱり風評被害というものと闘っていくかきやいけないということであれば、風評被害というのは、これ、福島県の体制だけではなくて全国的な誤解を解いていく必要があるんですね。

この質問通告したら、復興庁がせっかくワンストップと言ったのに、この質問は環境省だけで追い切れません、農水省もあります、経産省もあり

ますと。まあ国会議員の質問ですから別にそこで右往左往するのはいいんですけども、これ、被災者にとっても、いや、それは環境省ですよ、農水省ですよ、全然ワンストップじゃないんですよ。私のこのたつた一つの質問でさえ混乱をして、うちの省じゃない。もう関係ない、もうそれは復興庁が受けて、院内で受けて、こつちで整理しますとやらない限り、これ、現場だつてこのとおりなんです。本当がっかりしました。平野大臣、本当すばらしい大臣だと思えますけれども、これ、何のための復興庁だつたのかなくて、ワンストップというのはやっぱりそれは言葉だけだということふうには思いましたよ。

まあ質問に移りますけれども、そういう意味では、これ、風評被害なんてこんな形のない被害です。形のないというか、えたいの知れないものから、これは全庁的に取り組まなきゃいけないんです。自分の守備範囲のことをこんな役人に語ってもらいたくないですよ。関係ないですよ、我々からすれば、国民からすれば、被災者からすれば、現実にはそれはありますよ、いろんなフィールドありますけれども、それを前面に言っちゃうというのは、だから役人の駄目なところなんです。まず受けて、あとはそのお役所の中で調整すればいいんです、そんなの。表に出すことないんですよ。

この風評被害対策、中身に移っていきますけれども、質問に移りますけれども、この再生のためには、先ほど言ったように、真つ当な商売をしていくために、我々はハンデを背負っているわけなんです。福島県は、福島県であるがためにですよ。秋田杉、秋田で作られた杉でも、プレカートを会津でしたときに売れなくなつたんですよ。秋田の杉ですよ。プレカートは会津でなければ売れない。何の科学的根拠もないですよ。さっき言ったように、本当は西日本の方が空間線量高いんですから、日本は元々。海外ももっと高い。なのに、福島というだけで何の根拠もなくそうやってしまっている。

じゃ、これ、我々の努力だけじゃなくて、国民の放射線の知識をしっかりと上げていくことが必要です。今、最近、私、地元の人たちとしゃべっているのは、徹底的に調査はしなきゃいけないんです。福島県のは、安全を担保するために。しかし一方で、ふと考えると、ちよつと待てよと、北海道から沖縄まで、輸入されているものと、何ベクレルあるのか。検出されずというふうになりますけれども、大臣御承知のとおり、福島県内は相当厳しい機械を使っているんで、四十でも何でも出るようになってるんですけれども、ほかのところはまあ甘い機械、たつたり全量検査じゃありませんから。

やっぱり私も地元でいろんな座談会のとくに、ゼロに戻したいんだと言ってますよ、農家の人も。いや、ゼロなんてないですよ、世の中、どこ行つたつて。考えれば、それは、低放射能、放射線の低いものがない悪いというのは専門家の中でもないんな意見ありますけれども、取りあえず日本国内、あとかの輸入品も含めて、本当にゼロから測れるものでやってみたら、あれ、意外といわきのトマトとイタリアのトマトと変わらなかった、逆にいわきのトマトの方が低いよということも出てきて初めて福島県のが安全だということになるんじゃないかということは今地元でちよつとしゃべつていて、福島県を徹底的に調査することもさりながら、さはさりながら、やっぱり全国的な、あとは輸入のものも含めて、その実態を把握していくことで本来のこの在り方が明らかにするんじゃないかという意味では、福島再生のためには全国的な取組、放射線の知識を上げていく、国民的に上げていく。

あとは、検査もしっかりと、今、福島県ほど厳しくやっているとこないです。申し訳ないけど、他県においては、校庭の真ん中だけ線量測つて、はい、オッケイなんてやっていると、いいです。こんな状況では正しい比較になりませんから、こういう対策というのは、どうですか、福島再生のために、大臣。

○国務大臣(平野達男君) まず、風評被害ということについては各省が各省の主體的な取組という形で取り組んでおりますけれども、結果として自分のテリトリーを短く設定してしまつて、その各省の取組の有機的な関係が、協調といいますが、関連性というのが絶たれている面も時にあります。

そういったところのすき間を埋めるために復興庁もあるし、全体的な調整をするために復興庁があるし、時に復興庁から主体的に様々なアイデアを出して動かすという役割もあると思います。いずれ、この風評被害というのは、各省というよりは全体的な、俯瞰しながら取り組んでいくという姿勢はこれは大事だということに思います。

その上で、今委員の質問は、まずは福島県のこととモニタリングをしつかりしていく、全ての食品等々については検査をしつかりして、空間線量も含めてしっかりと公表していく、あわせて全国各地のデータも一緒にというお話でございましたけれども、そこはどこまでできるかという問題はあるかと思えますけれども、やる範囲でやればりできるだけ拡大していくという努力は必要かと思ひます。しかし、やっぱり基本は、まず、より正確にというか、範囲をできるだけ、福島県も広げられる余地があるとすれば検査の範囲をもつと広げていくとか、そういった努力が基本になつてくるかというふうに思ひます。

ちなみに、話がちよつとそれますが、最近岩手県でも、私は岩手県ですけども、岩手県の明らかに空間線量が低いところのブローラーが、西の方で突然、岩手県からのやつは取引は受けませんという、そういう宣言を受けたという事例もござります。

だから、そういった意味では、福島県だけではなくて、だんだんだんだんその範囲もやつぱり広がっていくという努力も、モニタリングをする範囲ですね、努力も必要だということを感じておられます。

○小熊慎司君 大臣の経験も話されましたけれど

も、私も九州の方の地方議員としゃべったら、東北のもの買わないって言っていました。では、東北は買わなくて北関東どうなのということが、大臣のところより北関東の方が近いんですから、原発から。でも、今国民はそう見ているんですよ。だから、そういう誤解を解いていく努力をしない限り、再生かないませんということなんです。だから、その対応をしていかなきゃいけないということなんです。

私の子供、末っ子がこの春、幼稚園を卒業しましたけれども、幼稚園の先生もしっかり科学的根拠に基づいて給食作っていたんですけれど、結局、私もこんなことを言っていたんですけれど、結局、なかなか心配されるお母さん方がいて、お父さん方、お母さん方がいて、福島県のは給食に使わない、えっ、じゃ、ほかの隣のものはオッケーなのって言ったら、オッケーだって言うんです。私の住んでいる会津より近いところなんです、宮城だって栃木だって茨城だってあるのにですよ。

これ、違いますよね。科学的根拠で動いていないということなんです。消費者は、これはしょうがないんですよ。消費者の心理としては、でも、そういう誤解を解いていかなければ、我々は真つ当な経済活動ができないので、どこまでできるか分かりませんが、どこまでできるか分からない中で会社が潰れていったり商売駄目になっている人もいます。

これはやっぱり、この正しい知識が国民の中で広まっていかないと、まさに政治の信頼によるところが大きいんですよ。ですから、先日、予算委員会でもこの席で、環境省のあのパンフレット、うがった見方かもしれないけれども、ああいう表現の仕方が、福島は汚れている、ほかは大丈夫って間違、科学的知見に基づかない国民の判断になってしまうことを指摘したんですよ。やはり環境委員会では心なことを言わねばならない、こういうこともつながっているという感覚を持てるか持てないかと

いうのは大事なことだと思います。

昨年の四月のやはり予算委員会で、公明党の浜田議員、私も指摘しましたけれども、東京電力福島原発、福島原発についていきなり言うて言ったんです、言わないでくれって言ったんです。そこだけは、前の総理大臣は、いろいろ評価はありまされけれども、そこだけは徹底的に守った。そういう意味では、ありがたうございました。そこだけは御礼言ったことがありますけれども、今の野田総理、この際言いますけれども、福島原発についていきなり言っているんです。東電で付けない。これは私の個人的感覚じゃないですよ。去年の四月の予算委員会で浜田議員が示しましたけれども、地元の商工会議所からそれは正式な抗議文が出ているんですよ。細かい話かもしれないけど、こういうことが、細かい話かもしれないけど、風評被害につながっていく。あとは、福島一くくりで何の科学的知見もなしにイメージだけで消費者が行動を起こしてしまうということにつながっていく。こういう誤解を解いていかなければ、なかなか福島県の経済活動は観光だけじゃなくてやっぱり再生しないんですよ。総理も、福島の再生なくして日本の再生なしと言葉では言ったけど、結局そのこと一つ取っても表面だけで、言葉だけで、心底分かっていないという証左なんです。

平野大臣、本当に寝食忘れてやっていたにいていけるけれども、それは総理大臣に言わなきゃいけないじゃないですか、駄目だよ。象徴的な話ですよ。これは必ずお願いしますよ。それ忘れているということとは、風化しているんです。政治家自身が風化しちゃっているんです。総理自身が、時間が来ましたので、それを最後に指摘して、大臣、それ確実に総理につなげて、それも氷山の一角だということですよ、それだけじゃないんですよ。本当に被災地に寄り添っていないという一つの証左ですから、今後もういった観点をしっかりと忘れずにやっていくことをお願い申し上げます。質問を終わります。

ありがとうございます。

○吉田忠智君 社会民主党・護憲連合の吉田忠智でございます。

福島復興再生特別措置法案の作成に御尽力をされました政府関係者の皆さん、そして修正に御尽力をされました修正案提出者の皆さんに心から敬意を表します。

昨日の森まさこ委員ほどの、二十点というほどではありませんが、私もやっぱりなかなか百点満点とは言い難い部分がございます。そうした中身を含めて、補強する意味でまた質問もさせていただきます。

福島において放射線の被害を克服しながら産業復興を進めていくということは極めて重要である、そのように思います。同時に、放射能による健康被害から住民、特に子供を守るということも重視をしなければなりません。全ての野党六会派は、十四日、放射能から子供を守る通称子ども保護法案を参議院に提出をして、後ほど、この採決の後に趣旨説明をさせていただくということになりました。是非早期に実現したいと考えております。

野田総理は、一月八日、福島県を訪れ、子供の医療費無料化を福島県知事から求められた際に、大変重要な課題だと、検討する考えを示されたことが大きく報道されました。そして、その後、一月二十八日に平野復興大臣が福島を訪問して、医療費無料化の見送りを正式に表明したとのことあります。福島県知事は極めて残念とおっしゃったと報じられていますが、福島県の県民の皆さん、本当に残念に思っておりますし、人によってはお怒りの方もおられると思いますし、落胆しておられると、そのように思います。

復興大臣にまずお伺いをしますが、これ、どのような経緯、理由で見送りを決定されたのでしょうか。医療制度の根幹にかかわるとは具体的に何を指しているのか、お伺いをいたします。

○国務大臣(平野達男君) この十八歳以下の医療費の無料化につきましては、何回か御答弁の中で御紹介させていただきましたが、福島県の

子供たちが見えない放射能の中でおびえながら暮らしている、その結果として精神的ストレス等々を抱えて、体、生育に様々な障害が出てきている、そういった事例も多々出てきています。そういう中で、ほかの県の子供よりは病院にかかる割合も必然的に高くなるざるを得ない、こういった状況の中で、今回の原発事故、国にも社会的責任があるというふうにはつきり申し上げていますが、それでも、そういう中で何とか国の制度として無料化していただけないかという、こういうお話でございました。

これについては、私どもも何回も議論を重ねましたけれども、公的医療制度が税に加えて受診料で成り立っているという、そういう制度でございします。それを今回例外的に福島県はこの状況の中に適用できるかできないか、これはなかなか難しい判断でございしますけれども、今の段階ではこの制度をやつぱり崩してまで国で直接別途お金を用意してやるというところまでは踏み切れないという、そういうお話をさせていただきました。

あと、様々なやり取りの中で、基金制度もございしますねということ、県としての判断もあるのではないのでしょうかという私からの意見交換させていただく中で、知事からは、先ほど委員からも御紹介ございましたけれども、極めて残念であるが、県としては、福島県民健康管理基金の活用を含め、子供の医療費無料化を前向きに検討していきたいという発言がございまして、現在、詳細な制度設計を検討しているというふうな何つておりますし、国としては、この状況を見ながら、運用の状況についてもしっかりとフォローアップをしていきたいというふうに思っております。

○吉田忠智君 医療制度に受診料自己負担が不可欠かという、もう既に前例があるわけですよ、ね、原爆被爆者援護法が、被爆と関係ない一定の疾患を除き、医療費を無料化しているわけであり

野党案、提出しております野党案では、原則として全ての医療についてはつきり医療費の減免の

対象としているわけでありまして、是非また前向きに検討いただきたいと思いますが、その福島県の基金による健康管理調査についてですけれども、これは福島県が行うことができると規定されているわけですね。いわゆる自治事務となっております。

復興大臣にお伺いしますが、国の責任が後退しているというふうに言わざるを得ません。法定受託事務とすべきではなかったかと思いますが、その点についての見解をお伺いします。

○国務大臣(平野達男君) 県民健康管理調査につきましては原子力被災者生活支援チームのこれは所管でございますけれども、この原子力被災者生活支援チームが福島県と何回か制度設計を行うに当たって意見交換をしておりますが、その過程の中で、福島県側からの強い要望があったことから自治事務として整理されたということでございまして、この経緯を踏まえまして、県民健康管理調査につきましては福島復興再生特措法においても自治事務として整理することとしたということでございます。

○吉田忠智君 それで、さきに提出をしましてわゆる子ども保護法案では、例えば胎児を含む子供が放射線による健康への影響を受けやすいこと、あるいは低線量の放射線が人の健康に与える影響が科学的に十分解明されていないこと、また、外部被曝及び内部被曝を考慮すべきこと、子供及び妊婦の健康管理並びに放射線量の低減を期すこと、被害が長期間にわたるおそれがあることに鑑み、必要な施策を長期間確実に実施する必要があることを前提に、子供及び妊婦の被曝放射線量評価、生涯にわたる定期健診、医療費減免等を規定しているわけでありまして。

そこで、細野大臣にお伺いしますが、福島健康管理調査においては、放射線による健康評価に関して私が今申し上げたような点は考慮されているのでしょうか。

○国務大臣(細野豪志君) 県民健康管理調査につきましては、先ほど平野大臣から御答弁がありま

したとおり、福島県が健康の問題についてしっかりと取り組んでいただける形になっておりますが、国もサポートする形で、実質的に一緒にやっているという、そういう位置付けになっております。

その中で、制度設計といたしましては、まず基本調査で、子供や妊婦を含めた全県民を対象として、震災後、七月十一日までの四か月間における外部被曝線量を行動記録を基に推計、把握するという形になっております。その基本調査というものがあつた上で詳細調査というのをやっておりまして、既存の一般健診を利用するなどして、子供や妊婦を含む全県民の健康状態を中長期的に把握をするという形になっております。

さらには、様々な懸念の中でもやはり最もチェルノブイリの教訓として我々が受け止めなければならぬのは甲状腺の問題でございますので、その部分の超音波検査につきましては、震災時に十八歳以下の全ての方を対象に中長期的に実施をするという形になっております。特にこの部分は、小さいお子さんを含みますので長期的な取組が必要であるという認識を、まだ実は担当部署が若干、法律が通っていないものですから宙に浮いておりまして、経済産業省がこの予算を所管をしていただけて環境省でやらせていただきたいと思っておるんですが、一元化していただければ、法律を通していれば私が所管をすることになりますので、これはもう長期的にしっかりとやらなければならないものということで明確に位置付けてやっていきたいと考えているところでございまして。

○吉田忠智君 その健康管理調査の内容を例えば見ますと、十八歳以下は甲状腺超音波検査もあり、十八歳以上の方のうち、避難区域等の県民には白血球分画も検査内容とされているわけでありまして。避難区域等以外の県民については、四十歳以上の方にはがん検診が実施されるものの、避難区域等以外の十九歳から三十九歳の方には一般の

健康診断のみが実施されるということになるわけですね。

細野大臣、このような体制で、科学的に十分解明されていない健康への影響を把握するのに十分だというふうにお考えですか、今の説明も含めて。

○国務大臣(細野豪志君) 先ほど御説明しましたとおり、チェルノブイリの教訓の中で最も私どもが考えていかなければならないのは小児の甲状腺がんでございます。その面から、福島県の県民健康管理調査におきましては、十八歳以下の子供についてそうした検査を徹底をするという体制を取っているところでございます。

一方で、避難区域以外の住民の方々のことに関して申し上げますと、実際に放射線の影響というのは避難地域の住民の方々と比べると小さいものになっておりますので、一般の健診項目と同様の健康診断というものをを行うことによりまして健康状態を把握することによりまして、十分に長期的な健康管理を行うことができるというふうなことを考えております。

そうした健康診断、健康検査というものと、先ほど申し上げました、全体の調査の中で内部被曝のデータを把握しておりますので、そういったものをしっかりと突合する中で、そうした方々の健康の問題についても取り組むべきというふうなことを考えているところでございます。

○吉田忠智君 低線量の被曝の健康影響は科学的に十分解明されていないと認めながら、例えば子供については甲状腺がんに限定しているというところがあるわけですね。その甲状腺超音波検査にしても、対象者三十六万人中、三月時点で三万人程度しか測定が進んでいないこと、また、内部被曝についても初期の要素による被曝に対策を限定しており、外気や植物由来のより長期的なセシウムの影響なども看過していること、また、被害が長期間にわたるおそれを認めながら、財源に限りのある基金での対応にとどめていることなど、政府が福島県において進めている対策は、部分的に

はもつともらしく見えるわけでありましてけれども、残念ながら、全体を見ますと、やはり整合性が取れていないというふうな考えです。

復興大臣、伺いますが、やはり国の責任で、低線量被曝、内部被曝を重視して放射線による健康被害を受けやすい子供を守るという視点で、長期的に財政面も含めて確実に医療等の施策を実施する必要がありますと考えますが、いかがですか。

○国務大臣(平野達男君) 低線量被曝に対する不安についてはございしますが、政府としては、先ほど来、細野大臣が答弁されておりますけれども、細野大臣の下、低線量被曝のリスク管理に関するワーキンググループを設置いたしまして、国内外の科学的知見や評価を整理しまして、今後の対応の方向性を検討して見解をまとめてきたところでございます。

この見解も踏まえながら、政府としては、健康管理調査や放射線対策など、福島復興再生特別措置法案に盛り込んだ施策にしっかりと取り組み、放射線被曝に対する不安解消に必要な措置を講じることが重要であると考えております。その上で、福祉や医療体制の充実を含め、更に必要となる施策にも取り組んでいくこととしたいというふうに思っております。

なお、万が一、放射線被曝に起因する健康被害が将来発生した場合は、保健、医療及び福祉にわたる必要な措置が講じられるよう国がしっかりと対応することとしたいと、しなければならぬと考えております。ついでながら、その費用は国が東京電力に求償するべきものというふうな考えっております。

○吉田忠智君 最後に国が求償するということをやっぱり言うべきではないんですかね。それは、求償はするけれども最後は国が責任を持つと言わなければいけないと思うんです。やっぱり順序が逆だと思いませんか。

それで、いずれにしても、るる私が指摘してきましたようなやっぱり様々な問題もありますし、まだまだ不十分です。福島特措法、今日、全会一

致で成立すると思いますが、そしてあしたの本会議で成立すると思いますが、いずれにしても、極めて不十分という中で、私たち野党だけではなくて民主党さんもやっぱり被害者の支援法案というものを昨日提出をされて、今日も後ほどまた趣旨説明をされるわけです。もう今は断続的に与野党で協議をしておりますが、何とか一本にまとめたい、そのように思っております。

そこでもう一点、これはちよつと通告していないんですけれども、復興大臣と提出者にお伺いをしたいと思えます。済みません、通告していませんし、誤らないでください。

第五条と第六条に、福島復興再生基本方針の策定、変更というのがありますよね。いろんな情勢が変化して、復興再生基本方針というのをやるんですけれど、やっぱり私は、特に未曾有の原発事故、そして放射線による被害、この福島の復興再生に当たるといふ観点からいって、やっぱり情勢変化に機敏に対応するといふ意味では、この基本方針、確かに基本方針の変更といふこともうたわ

れているわけなんです、やっぱり基本方針の変更だけではこれは追いつかない、不十分だと。やっぱり法改正も機敏にやっていくということも必要だと思えますが、その点についての復興大臣、御意見あれば、それで、修正者、もしその点についてコメントがあればお願いします。

○国務大臣(平野達男君) 基本方針を情勢の変化に応じて見直していくというのは、もう委員のおっしゃるとおりだと思います。

あわせて、法律につきましても、政府の方でこれが必要だということについては随時見直しをして国会に提出するということがございますし、また、皆さん方が現地等々で歩かれて、こういった法律の改正が必要だといふ議員提案ということもあります。それもいづれ必要なものはしっかり見直していくという、こういう姿勢で我々も臨んでいきたいというふうに思います。

○衆議院議員(吉野正芳君) おっしゃるとおりでありまして、情勢がかなり変化をした場合は速やかに基本方針を変えていかなければならないと思っております。附則の二条に三年以内の見直し規定も入っておりますので、こういうものを利用して速やかな見直しをしていきたいと思っております。

以上です。

○吉田忠智君 いずれにしても、この復興再生特別措置法案がしっかりと実効の上がるものになるように、これはもう与野党を挙げてしっかりと取り組んでいかなければならない、そのように思います。復興大臣も強い権限が働いているわけでありまして、全ての省庁を束ねる立場で、この復興特別措置法が実のあるものになりますようにしっかりとリーダーシップを発揮していただくようにお願いをしまして、質問を終わります。

○荒井広幸君 閣僚の皆さん、そして修正提案者の皆さん、御苦労さまでした。

趣旨説明等のページ数でいいますと、三ページの二行目なんです。第四に、福島県知事が計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることができるものと、認定を受けたときには云々であるわけなんです。これは逆に言えば、認定を受けられないこともあるということでしょうか。

○国務大臣(平野達男君) これは、法律上はそう書いてございますけれども、認定が受けられないということは私の感覚でいえば、まずないというふうには思っております。法律上こういうふうな立て付けになっているということで、これはもう委員も御承知のとおりかと思いますが、いづれこういった再生計画自身、国と県が共同で作成するという、そういうつもりで国もかかわっていききたいというふうに思っております。

○荒井広幸君 同じように、七行目にも、また別な意味での計画を作成し認定を受けることができる、これも認定を受けられないこともあるという意味では同じような答弁でしょうか。

○国務大臣(平野達男君) 法律上の立て付けとしてそういうふうになっているということでは御理解をいただきたいと思います。いづれこれは、福島復興再生のための法律でありますから、これを使って復興再生をするということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○荒井広幸君 いわゆる通称、できる規定というやつです。これによって、実は野党は、福島県に仮払いと、そして国では手が届きませんから福島県が考える、そのことをやっていただくために三千億の基金を設けることができる、このできる規定を大臣、皆さんは逆手に取って、福島と今までのことができる規定にのっとって基金はつくっていないんです。そして、先ほど言っているような、小熊議員からもありましたが、そういう手が届かないところは今ごろになって基金にする、こう言っているんです。こういうところが私は難しい問題点として、これは本当に深刻に両大臣、考えてください。

そういうのはどういふことかというところ、結局、財務省が金を出したくないといふところの範疇から逃げられないんじゃないでしょうか。そこがやっぱり一番問題で、やっぱり被災者の皆さんの足に靴を合わせるということじゃないですか。国の方の財源という靴に被災者の足を合わせると思

言っているんです。こういうところがあると思うんですが、復興大臣、御見解あります。

○国務大臣(平野達男君) 先ほども申し上げたとおりでありますけれども、これは、法律を作るときにどうしてもこういう流れになってしまうんですが、計画はまず自治体の自主性という建前をどうしても取りがちであります。

ですから、計画自体がもう福島県の自主性、自立性を尊重しつつみたい、そういう考え方に立っていますから、最後の規定もできるといふ規定になります。あと、これをどういふふうに使って運用するかという点については、もうこれは我々政治の仕事でもございまして、また、それを監視するの

も皆さんの仕事だと思っております。済みません、口幅つたい言い方で申し訳ありません。これをしっかりとやるのが我々の政治の仕事だというふうに思っています。

いづれこれは、繰り返して申し訳ございませんけれども、福島の復興復興をするというために作られた法律でありますから、この法律をしっかりと運用して取り組んでいきたいというふうに思っています。

○荒井広幸君 議員立法した基金もしっかりと活用するようにお願いします。

その中で、人に着目した、いわゆる被災からその方の自分らしさが、戻すとか戻れるとか、人間性の復興という言葉も、あるいは人間の安全保障というふうな言葉も使いますが、その人がその人らしく戻れるように、被災からその人らしく戻れるところまで、やっぱりきちんとした被災者支援法、こういったものができていないわけですから、今一生懸命与野党で作ろうとしている、政府もそれをやろうとしている。

その中の今度の閣法は一つなんです、言ってみれば、これ、どちらかというと産業再生的なものです。これを非常に福島県の行政は期待しているというんですが、少しずれがあるんです。それも期待しているが、むしろ、今度民主党さんが出された、昨日出されたいわゆる被災者生活支援、こういう観点のものというのはいさぐく必要です。

昨日、私も、皆さんに失礼しましたけれども、四時過ぎに川内の村長さんに会ってまいりました、どうしても確認したくて。世論調査をしたけれども、三割の方はお戻りになる。三千人ですね、子供さんもお戻りなんです、三割戻られる。三割の方はお戻りにならない、こう言っている。一生懸命頑張つて、みんなが戻ってこれるような、そういう村づくりをやっているんだと、こう言っていました。縛り付けるんじゃないですよ、細野大臣ね。ここだと思わんです。本当に、ぼわん、ぼわんとね、役場にも本当に暖かい西日が差

していましたが、まだ雪が残っていますけれども。そういう、ばわんと、ほわんとするような包み方でみんなに帰ってもらう、頑張っている、きずなを守っている、家庭を守っている、そういう精神がこの民主党法案にあるんですね。そして、片や七党派で我々野党が出しているのは、とりわけ子供と妊婦さんにこの的を当てていくわけなんです。これが合体したら非常にすばらしいものになるんです。

そのときに一つ最大の問題は、両大臣、今の財源問題なんです。被災者の足に靴を合わせるように予算を用立てるのか。予算はもう限りがないし、いつまで行ったらどこまで行くんだかわからないじゃないかと。これぐらいのサンダルでも履いておけという話しぶりなんです。これが最大のポイントだということです。議員同士はもう一緒に、気持ち。

だから、具体的にどういふことかというふうに言っていきますと、これは、先ほど来からもお話がありますけれども、この修正案で少しお尋ねしていくと見えて早いので、修正案を読ませていただきますと、二ページ目にございますね。健康管理調査を実施するというふうに言うんですけれども、具体的にこれは何をされるということなんですか。これは、環境大臣、八ページですね、質問の八です。

○国務大臣(細野豪志君) 健康管理調査につきましては、先ほど御答弁申し上げましたけれども、国が基金として交付をいたしまして、それを用いて福島県が県民の皆さんの健康管理について様々な調査を行っているということでありまして、基本調査につきましては、外部被曝の線量を行う動記録を基に推計、把握をするものでありまして、それに基づいて詳細調査というのが行われております。その例は幾つかございますが、先ほども御紹介申し上げましたとおり、一番重視をしておりますのが十八歳以下の県民の方々の甲状腺の超音波検査、これを順次今やっております、できるだけ早く皆さんのまずは甲状腺の状態につい

て調べて、これをしっかりと継続していくと、この辺りが柱になっております。

○荒井広幸君 修正者に聞きます。

今、甲状腺の例示というのは、修正者がこれを例示させたんですが、そのほかに例示していないところでこんなことだというものを、問い九でございませうけれども、お示しいただけますか。

○衆議院議員(高木美智代君) お答えいたします。

現在、福島県で実施されております全県民を対象とした県民健康管理調査には、例えばこの健康度・生活習慣調査や妊産婦に関する調査があります。これは、調査票に対する回答の分析評価に基づきまして、支援が必要と考えられる方に対して医療機関が電話相談等を行っております。また、今後は、恐らく放射線の影響に対する不安によりまして住民の心身が不健康になることも専門家の懸念、最も心配される点でございますので、そうした点を踏まえまして、定期的にカウンセリング等を行うことで住民の不安やストレスを聞き取り、解消するとともに、放射線量や健康に関する正確な情報を提供することも想定される内容ではないかと考えております。

いずれにいたしまして、提出者としていたしましては、長期的な内部被曝の影響は多くのことが解明されていない状況にありますので、国が総力を挙げて放射線に関する研究や調査を行うとともに、地方公共団体が実施する健康管理調査等の諸施策を適切に支援することによりまして、必要に応じて迅速に問題に対応することが最も重要と考えております。

○荒井広幸君 そういふふうになりますと、これは修正部分でもあるんですが、健康増進あるいは健康管理調査をするために必要な措置を明示する、財政上の措置をとると、これを明記しましたけれども、これは財政上の措置というのはどういふものを言うんでしょうか。

○委員長(池口修次君) どちらに。

○荒井広幸君 じゃ、大臣の方。その後、修正者

で。

○委員長(池口修次君) じゃ、まず平野復興大臣。

○国務大臣(平野達男君) 政府案の第二十七条でございませうけれども、これ修正後は第二十九条ということになるんですが、健康の増進等を図るための取組の支援として福島県によるホール・ボディー・カウンターの設置に関する支援等について規定をしていただくんです。政府案においても、そのような取組を支援するための基金への拠出を想定していただきましたけれども、修正案においてはそういった点を財政上の措置として明確化されたというふうに政府としては考えております。

○委員長(池口修次君) いいですか、吉野さん。

○荒井広幸君 ええ、ちよつとその前に。

委員長、御配慮ありがとうございます。

今は健康増進ということですが、健康調査等についても財政上の措置というのがあるんですよ。どういふふうには修正者がそれを考えていらっしゃるのでしょうか。財政上の措置というのはどういふことを言うんだと思いますか。

○衆議院議員(吉野正芳君) まさに福島県が必要とするお金、福島県で基金をつくれれば、その基金に国がきちんとお金を入れていく。また、国が独自でやっていく場合は国のお金でやっていくということが財政上の支援というふうに修正者としては理解をしております。

○荒井広幸君 私は、内閣にもそれから修正者にも敬意を表しながら、不明確だと思うんですよ。不明確なんです。

何が不明確かというのは、先ほど来から吉田さんからも、そして小沢さんからもあつた話なんです。そして今、与野党で協議をしている最大の観点なんです。これは、どんなことを考えているんです。法律に明記しない限りにおいては財政上の措置というのは先ほどの規定とほとんど変わらないんですよ。その都度予算措置に頼るよう

な解釈をしようなんです。これでは長期にわたる、復興期間十年としていきますよね。でも、細野大臣、十年で終わらないでしょう、原発は少なくともね。今度のこの閣法でも長期を見越しているけれども、やっぱり政権が替わっても、我々の世代が替わっても、子や孫の代までやっぱりきちんと約束を履行していくというのが原発事故を起こした国の責任ではないですか。

そういう観点に立つと、最大のポイントは、問いの十になつてまいりますけれども、子どもの保護に関する法律、全七党派共同提出の、いわゆる子供さんや十八歳の方々、妊婦さん方のいわゆる健康管理調査、そして、そういうものをやるんだけれども、病院にかかったときの無料化なんです。減免という言葉を使っています。これを明確に書かなければ担保できないんじゃないですか。

まず、修正者、そう思いませんか。

○衆議院議員(吉野正芳君) まさに野党提案の子ども保護法案、森まさこ議員が中心になつて全野党が賛同していただいて、今参議院の方に提出されている子ども保護法案の十条に、被曝のおそれのある子供や妊婦に対する医療費の減免というふうに書かれています。財政上の措置を講ずるものとする、講ずることができるとは違ひます。然、この減免のところもこの二十九条のところと読むことができるというふうに修正者としては考えておるところでございます。

○荒井広幸君 そうなれば法律要らないんですよ。それは修正者と全然考え方が違いますよ。ほとんど内閣と同じ意見ですよ。減免と明記しない限りにおいては対応できないんですよ。これはもう参議院全体の意見と言つてもいいぐらいですよ、今もう山場に来ています。

じゃ、どういふことかというのを申し上げると、三月、細野大臣、十六日ですか、これは経済産業でもありますが、原賠審、お聞きになつておるとお思います。復興大臣もお聞きになつておると

思いますが、中間指針第二次追補というのが出ているんです。この中でどういうことを言っているかという、こういうふうに書いています。「放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準として、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる。」と。この主語は何か。「少なくとも子供及び妊婦については、」なんです。

その前の追補ではどういうことを言っていたかというと、福島県は二十三日、百五十万人だけが例の四十万の対象になるという話になった。ところが、そこに対象にならなかった方がいますけれども、そういう議論の中で審査会が出したのは、簡単に言うと、少なくとも子供さんと妊婦さんについては、皆さんの法律で言うところの起因するということでは言えないということと言っているんです。判定できない、述べられないと言っているんです。皆さんの法律の六十五条とか何条かにありますが、原子力発電所の事故に係る放射能による被曝に起因する云々かんぬん、これは原賠審で言うところの、簡単に言えば、これは相当因果関係ということを行っているんです。

今も同じことを言っているんです。この文書を解釈するのは簡単なんです。もう原賠審などの相当因果関係で対応できないところが出てきていますよ、こう言っているんです。私の言葉を使わせていただければ、相当因果関係に、例えば石を投げたら当たったというようなことで分かるような、そういう原発災害というふうなものでないんです。そこを受け止めて国が対処をしていく、その方の人間性復活まで持つていく、こういうことなんです。

そこで、お互いに、何というんですかね、誤解しそうな点があります。どういうことかと。これを見ますと、どういうことかと、だから減免の必要性が出てくるんです。無料化の目的は、健康上の不安を解消することばかりと我々は言い過ぎて

いましたけれども、これは第四番目ですね。どういうことかと。私たちもペーパーに書きます。今まで何やってたかとおししました、二五%の中の私も一人ではありませんが。健康被害の未然防止、一。健康被害の早期発見、これが二。健康被害の治療、これが三なんです。健康管理調査をするのは、健康被害の未然防止、早期発見、治療のためにやるんです。そして、健康上の不安をなくすためにやるというのが四つなんです。ここをみんなが間違っているからおかしくなっているんです。その場合には、被爆者援護法も含めてございませうけれども、我々はまず十八歳以下の子供と妊婦さんをやつていこうじゃないかとやっているわけです。そして、福島県だけではないです。野党案は、これは全国を対象にしよう、こういうことなんです。そして、民主党さんの案もこれはもう全国を対象にしている。これは当たり前です、法律でなかったものを埋めていくんだから。

こういう観点に立ちますと、もう既に相当因果関係を言っている時代では、両大臣、ないということをもう一回研究し直してください。そういうことで割り切れないのがこの原発災害事故だということはどうぞ肝に銘じていただきたいというふうに思っています。

今日は、委員の先生方を含めて、各党の皆さんと断続的に先生方が熱心に協議されています。減免というところが最大の山であります。何のためにやるか。健康管理調査はまず未然防止なんである、早期発見なんである、治療なんである、そして不安からの解消なんである。これに減免措置をとらなくてどうしよう。強く私は申し上げておきたいと思っています。

そして、先ほど、福島県に基金をつくった、まさにこれ自治事務じゃないかという話がありましたね。まさにそうです。そうしたら、平野大臣は、震災の地元で本当に熱心にやっていたいていいるし、また細野大臣もやっていたいていいます。果からの要望でその基金を使うことにしたと言ったらかしいでしょう。自治事務は相談して

決めるんだけど、これは、本来は、これは健康被害の未然防止、早期発見、治療のためにやるというのが四つなんです。ここをみんなが間違っているからおかしくなっているんです。その場合には、被爆者援護法も含めてございませうけれども、我々はまず十八歳以下の子供と妊婦さんをやつていこうじゃないかとやっているわけです。そして、福島県だけではないです。野党案は、これは全国を対象にしよう、こういうことなんです。そして、民主党さんの案もこれはもう全国を対象にしている。これは当たり前です、法律でなかったものを埋めていくんだから。

○委員長(池口修次君) 他に発言もないようですから、質疑は結局したものと認めます。速記を止めてください。

○委員長(池口修次君) 速記を起してください。これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。福島復興再生特別措置法案に賛成の方の起立をお願いします。

○委員長(池口修次君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。この際、森さんから発言を求められておりますので、これを許します。森まさこさん。

○森まさこ君 私は、ただいま可決されました福島復興再生特別措置法案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会、公明党、みんなの党、日本共産党、社会民主党・護憲連合、国民新党及び新党改革の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。福島復興再生特別措置法案に対する附帯

決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 福島復興及び再生に関する各種計画の策定に際しては、福島県が中心となつて策定するとされているが、地域の実情に応じた細やかな施策を進める観点から、市町村及び被災者等の意見も十分に反映すること。

二 原子力発電所事故による災害という特殊な事情に鑑み、福島県とともに、県内外への避難者が将来の展望を描けるよう復興及び再生の具体的な道筋を明確にするよう、政府一体として総合的な検討を進めること。

三 復興及び再生を、迅速かつ着実に進めるため、長期にわたる十分な財源を確保すること。

四 人命救助、産業再生、通勤通学等の様々な観点から、必要な交通インフラの早期復旧に向け、国による代行等を含めた必要な措置を市町村の意見を反映しつつ積極的に講ずること。

五 農林漁業者が、今後も福島県において生産活動できるよう、各種計画の策定において、格別な配慮をすること。

六 産業活性化のため工場等の産業集積を行う際、円滑に事業展開が行えるよう、区域指定等について、特段の配慮をすること。

七 あらゆる産業の再生及び新たな産業の創出等を通じて雇用の拡大及びその円滑な紹介等に全力で取り組むこと。

八 健康被害に対する不安を払拭し、健康被害の未然防止、早期発見及び治療のため、健康管理調査の着実な実施等、国は万全な措置を講じるとともに、適切な医療・福祉サービスの確保のために、医師、看護師、介護士等の専門従事者の確保に取り組むこと。

九 除染等の措置等の実施に当たり、必要な資機材を福島で調達するよう配慮するとともに、除染従事者の放射線管理を徹底し、その

雇用に際しては、処遇が確保されるよう確認すること。

十 東京電力福島第一原子力発電所事故の一日も早い非常事態宣言の終結に全力で努めるとともに、作業従事者の放射線管理・緊急被ばく医療の強化等安全対策及び処遇内容の充実に努めること。

十一 子どもが子どもらしく育ち生活することができる環境の回復又はその代替提供のために必要な施策を進めること。

十二 他の地域との教育格差を防止する観点から、教育環境の改善に配慮すること。

十三 原子力災害に起因する差別をなくす措置を講ずること。

十四 原子力災害により避難を余儀なくされている住民のうち、被災前に同居していた家族が複数の地域に分かれて避難している者に対し、格別の支援を講ずること。

十五 再生可能エネルギー源の利用の支援及び再生可能エネルギーの開発及び導入のために必要な措置並びにエネルギーの供給源の多様化のために必要な措置について全力で取り組むこと。

十六 風評被害の回復に万全を期すること。

十七 除染等の措置等の実施に伴い生じた土壌等に係る中間貯蔵施設及び最終処分場の在り方について、福島県及び県内の市町村と誠実な協議を行うこと。

十八 産業復興再生計画の認定申請に当たり、産業復興再生事業及びこれに関連する事業に係る条例の制定に関連する法令の規定の解釈を求められた場合は、速やかに当該法令の規定の解釈に係る資料の交付を行い、回答を行うに当たっては、福島県の復興及び再生の推進の趣旨及び目的並びに福島県地方公共団体の自主性及び自立性に十分配慮すること。新たな規制の特例措置等に関する提案に産業復興再生事業及びこれに関連する事業に係る条例に関する事項が含まれる場合も、同様とする

こと。

十九 新たな規制の特例措置に関する提案がされた場合に、新たな措置を講ずる必要がないと認めるときに行う通知においては、その根拠をできるだけ詳細に記載した資料を添付するものとし、かつ、その旨及びその理由を国会に報告する際は、当該資料を国会に提出するとともに、インターネットで公表すること。

二十 本法第一条の目的及び本法第五章に規定する規制の特例措置の趣旨に鑑み、本法に規定されていないものであっても、特例措置を講ずることにより事務手続が簡素化され、福島県の地方公共団体にとって有益であると判断されるものについては、速やかに法的措置を講ずること。

二十一 福島復興再生基本方針を定めるに当たっては、十八から二十までの項目を具体的に盛り込むこと。

二十二 福島県の地方公共団体に対し、本法に盛り込まれた制度の趣旨や内容の周知を図ること等をはじめとして復興庁が極力福島県の地方公共団体の立場に立った対応に努める等により、本法に盛り込まれた制度が活用されるよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（池口修次君） ただいま森さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の起立をお願いします。

（賛成者起立）

○委員長（池口修次君） 全会一致と認めます。よって、森さん提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、平野復興大臣から発言

を求められておりますので、この際、これを許します。平野復興大臣。

○国務大臣（平野達男君） ただいまの御決議につきまして、その趣旨を十分に尊重いたしましたし、努力してまいります。

○委員長（池口修次君） なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○委員長（池口修次君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

平野復興大臣及び修正案提出者は御退席いたしまして結構でございます。

速記を止めてください。

（速記中止）

○委員長（池口修次君） 速記を起こしてください。

○委員長（池口修次君） 平成二十三年東京電力原子力事故による被害からの子どもたちの保護の推進に関する法律案及び東京電力原子力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、平成二十三年東京電力原子力事故による被害からの子どもたちの保護の推進に関する法律案について、発議者森まさこさんから趣旨説明を聴取いたします。森まさこさん。

○森まさこ君 ただいま議題となりました平成二十三年東京電力原子力事故による被害からの子どもたちの保護の推進に関する法律案につきまして、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会、公明党、みんなの党、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び新党改革を代表し、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、広い範囲に大量の放射性物質をまき散らし、周辺住民に被ばくを避けるための避難生活を強い、健康への不安を与え、避難生活の継続による学習の遅れをもたらすなど、多大な被害をもたらしており、

事故の発生から一年以上が経過した今も一向に解決の見通しが立っていません。

とりわけ、子どもや胎児は、放射線への感受性が高いと言われており、低線量の放射線が人の健康に与える影響も科学的に十分に解明されていないことから、保護者や妊婦の方は大きな不安を抱えています。今、私たちがすべきことは、未来ある子どもたちを原発事故による被害から保護するため、国を挙げて、あらゆる手段を尽くすことである。

そして、原発事故による被害が長期間にわたるおそれがあることに鑑みれば、原発事故による被害から子どもを保護するための施策については、個々の施策を予算措置として講ずるだけではなく、将来にわたり必要な予算が確保され、必要な施策が確実に講ぜられるよう、その裏付けとなる法律が不可欠であります。

この法律案は、このような趣旨に鑑み、平成二十三年東京電力原子力事故による被害から子どもを保護するための施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明を申し上げます。

第一に、基本理念として、外部被ばく及び内部被ばくによる子どもたちの健康被害を未然に防止する観点から、子ども及び妊婦の健康管理及び被ばく放射線量の低減に万全を期すること、事故による被害により子どもたちの健全な成長が阻害されることのないようにすること、必要な施策を長期間にわたって確実に実施することを定めております。

第二に、国の責務、地方公共団体の責務及び政府による基本計画の策定について定めております。

第三に、平成二十三年東京電力原子力事故による被害から子どもを保護するための基本的な施策として、地域ごとの放射線量の算出、子ども及び妊婦の被ばく放射線量の評価、生涯にわたる定期健康診断、医療費に係る負担の減免、医療や健康相談を行う機関の設置、医療及び研究に係る人材

の養成、子ども又は妊婦が通常所在する場所の汚染状況の把握や除染等の措置の速やかな実施、一時避難の支援、学校給食等に係る放射性物質の検査、地域における自主的な取組の支援、子どもの学習等の支援、放射線に関する教育及び啓発、国民の意見の反映及び透明性の確保という施策を規定しております。これらについて、政府は、必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならぬこととしております。

最後に、この法律案は、公布の日から施行することとしており、施行後三年を目途とした検討事項を設けております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

御審議の上、速やかに御可決いただくよう、お願いを申し上げます。

○委員長（池口修次君） 次に、東京電力原子力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案について、発議者谷岡郁子さんから趣旨説明を聴取いたします。谷岡郁子さん。

○谷岡郁子君 ただいま議題となりました東京電力原子力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案について、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により大量の放射性物質が放出され、広範囲にわたる環境汚染の被害が発生いたしております。放射性物質が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等により、一定基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた被災者及び政府による避難指示により避難を余儀なくされている被災者は、常に健康上の不安を抱えるとともに、事故前の生活の継続が不可能になり、苦痛を強いられております。中でも、子どもたちは、汚染された環境で子どもらしく生活することができなくなっております。

そのため、これらの被災者の生活支援等に関する

る施策を推進することにより、原発事故によって事故前の生活基盤を損なわれた被災者の主体的な生活再建を実現していくため、本法律案を提案することとした次第でございます。

次に、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任を負っていることに鑑み、被災者の生活支援等に関する施策を総合的に策定し、被災者に提示し、及び実施する責務を有するものとしております。

第二に、国は、東京電力原子力事故に係る放射性物質による汚染状況の調査結果を踏まえ、放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置を継続的かつ迅速に実施するため必要な措置を講ずるものとしております。

第三に、国は、支援対象地域及び支援対象地域以外の地域で生活する被災者、支援対象地域以外の地域から帰還する被災者並びに避難指示区域から避難している被災者の主体的な生活を支援するため、必要な施策を講ずるものとしております。

第四に、国は、東京電力原子力事故に係る放射性物質による健康への影響に関する調査、当該放射性物質の存在に伴って起きる健康被害が将来発生した場合に必要な医療の提供その他の必要な措置を講ずるための体制整備の支援に努めるものとしております。

第五に、国は、低線量被ばく者の人の健康への影響等に関する調査研究及び技術開発を推進するため、調査研究等を自ら実施し、併せて調査研究等の民間による実施を促進するとともに、その成果の普及に関し必要な施策を講ずるものとしております。

第六に、国は、被災者の生活支援等に関する施策についての国民の理解を深めるため、学校教育及び社会教育における放射性物質・放射線及びその防護に関する学習の機会の提供に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとしております。

以上が本法律案の提案の趣旨及び主な内容でございます。

本日可決されました法案による地域の再生に加え、人々の生活の再建のために、何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（池口修次君） 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十分散会

三月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、東京電力原子力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案（谷岡郁子君外五名発議）

一、平成二十三年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護の推進に関する法律案（森まさこ君外九名発議）

東京電力原子力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案

東京電力原子力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「東京電力原子力事故」という。）により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者（以下「被災者」という。）が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていることに鑑み、被災者の生活支援

等に関する施策（以下「被災者生活支援等施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、被災者生活支援等施策を推進し、もって被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故による災害の状況、当該災害からの復興等に関する正確な情報の提供が図られつつ、行われなければならない。

2 被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が第七条の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない。

3 被災者生活支援等施策は、被災者の東京電力原子力事故に係る放射線による健康上の不安が早期に解消されるよう最大限の努力がなされるものでなければならない。

4 被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、被災者に対するいかなる差別が生ずることのないよう、適切な配慮がなされなければならない。

5 被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、子ども（胎児を含む。）が放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえ、子ども及び妊婦に対して特別の配慮がなされなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任を負っていることに鑑み、前条の基本理念にのっとり、被災者生活支援等施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第四条 政府は、被災者生活支援等施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(汚染の状況についての調査等)

第五条 国は、被災者の生活支援等の効果的な実施に資するため、東京電力原子力事故に係る放射性物質による汚染の状況の調査について、東京電力原子力事故により放出された可能性のある放射性物質の性質等を踏まえつつ、当該放射性物質の種類ごとにきめ細かく、かつ、継続的に実施するものとする。

2 国は、被災者の第二条第二項の選択に資するよう、前項の調査の結果及び環境中における放射性物質の動態等に関する研究の成果を踏まえ、放射性物質による汚染の将来の状況の予測を行うものとする。

3 国は、第一項の調査の結果及び前項の予測の結果を随時公表するものとする。

(除染の継続的かつ迅速な実施)

第六条 国は、前条第一項の調査の結果を踏まえ、放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置を継続的かつ迅速に実施するため必要な措置を講ずるものとする。

(支援対象地域で生活する被災者への支援)

第七条 国は、支援対象地域(その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域をいう。以下同じ。)で生活する被災者を支援するため、医療の確保に関する施策、子どもの就学等の援助に関する施策、食の安全及び安心の確保に関する施策、生活上の負担を軽減するための地域における取組の支援に関する施策、自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援対象地域以外の地域で生活する被災者への支援)

第八条 国は、支援対象地域から移動して支援対象地域以外の地域で生活する被災者を支援するため、支援対象地域からの移動の支援に関する施策、移動先における住宅の確保に関する施策、移動先における就業の支援に関する施策、

移動先の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けることができるようにするための施策、支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援)

第九条 国は、前条に規定する被災者で当該移動前に居住していた地域に再び居住するもの及びこれに準ずる被災者を支援するため、当該地域への移動の支援に関する施策、当該地域における住宅の確保に関する施策、当該地域における就業の支援に関する施策、当該地域の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けることができるようにするための施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

(避難指示区域から避難している被災者への支援)

第十条 国は、政府による避難に係る指示の対象となつていない区域から避難している被災者を支援するため、特定原子力事業者(原子力損害の賠償に関する法律昭和三十六年法律第百四十七号)第三条第一項の規定により東京電力原子力事故による損害の賠償の責めに任ずべき原子力事業者(同法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。)をいう。第十七条において同じ。)による損害賠償の支払の促進等資金の確保に関する施策(当該区域における土地等の取扱に關するものを含む。)その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項に規定する被災者で当該避難前に居住していた地域に再び居住するもの及びこれに準ずる被災者を支援するため、前条の施策に準じた施策を講ずるものとする。

(措置についての情報提供)

第十一条 国は、第七条から前条までの施策に關し具体的に講ぜられる措置について、被災者に対し必要な情報を提供するための体制整備に努めるものとする。

(放射線による健康への影響に関する調査、医療の提供等)

第十二条 国は、東京電力原子力事故に係る放射線による健康への影響に関する調査、当該放射線による被ばくに起因する健康被害が将来発生した場合に必要となる医療の提供その他の必要な措置を講ずるための体制整備の支援に努めるものとする。

(調査研究等及び成果の普及)

第十三条 国は、低線量被ばくの人の健康への影響等に関する調査研究及び技術開発(以下この条及び次条において「調査研究等」という。)を推進するため、調査研究等を自ら実施し、併せて調査研究等の民間による実施を促進するとともに、その成果の普及に關し必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な連携協力)

第十四条 国は、調査研究等の効果的かつ効率的な推進を図るため、低線量被ばくの人の健康への影響等に関する高度の知見を有する外国政府及び国際機関との連携協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究業績等の顕彰)

第十五条 国は、低線量被ばくの人の健康への影響等に関する国際的に卓越した研究業績を挙げた者及び被災者に対する支援活動に関する顕著な功績があつた者の顕彰に努めるものとする。

(国民の理解)

第十六条 国は、被災者生活支援等施策に関する国民の理解を深めるため、学校教育及び社会教育における放射線に関する学習の機会の提供に關する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償との調整)

第十七条 国は、被災者生活支援等施策の実施に要した費用のうち特定原子力事業者に対して求償すべきものについて、適切に求償するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(見直し)

2 国は、第五条第一項の調査その他の放射線量に係る調査の結果に基づき、毎年支援対象地域等の対象となる区域を見直すものとする。

平成二十三年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護の推進に関する法律案

平成二十三年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故(以下「平成二十三年東京電力原子力事故」という。)による被害から子どもを保護するための施策に關し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、平成二十三年東京電力原子力事故による被害から子どもを保護するための施策の基本となる事項を定めることにより、平成二十三年東京電力原子力事故による被害から子どもを保護するための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 平成二十三年東京電力原子力事故による被害から子どもを保護するための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 子ども(胎児を含む。)が放射線による健康への影響を受けやすく、かつ、低線量の放射線が人の健康に与える影響が科学的に十分に解明されていないことに鑑み、平成二十三年東京電力原子力事故により放出された放射性物質による外部被ばく及び内部被ばくによる子どもの健康被害を未然に防止する観点から、被ばくのおそれがある子ども(胎児である間の被ばくのおそれがある子どもを含む。)

及び妊婦の健康管理並びに子ども及び妊婦の被ばく放射線量の低減に万全を期すること。

二 子どもが心身の成長の過程にあり、かつ、次代の社会を担う存在であることに鑑み、平成二十三年東京電力原子力事故による被害によりその健やかな成長が阻害されることのないようにすること。

三 平成二十三年東京電力原子力事故による被害が長期間にわたるおそれがあることに鑑み、必要な施策を長期間にわたって確実に実施すること。

(国の責務)

第三条 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、平成二十三年東京電力原子力事故による被害から子どもを保護するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、平成二十三年東京電力原子力事故による被害から子どもを保護するための施策に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、平成二十三年東京電力原子力事故による被害から子どもを保護するための施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本計画)

第六条 政府は、平成二十三年東京電力原子力事故による被害から子どもを保護するための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成二十三年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 平成二十三年東京電力原子力事故による被害から子どもを保護するための施策についての基本的な方針

二 平成二十三年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、平成二十三年東京電力原子力事故による被害から子どもを保護するための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 政府は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地域ごとの放射線量の算出等)

第七条 国は、平成二十三年東京電力原子力事故による被害から子どもを保護するための施策の策定及び実施に資するため、平成二十三年東京電力原子力事故発生当時の気象の状況、放射性物質の性質等を踏まえた放射性物質の種類ごとの詳細な移動の状況の把握に基づき平成二十三年東京電力原子力事故後一定期間の地域ごとの放射線量を算出し、並びに放射性物質による環境の汚染の状況について監視及び測定をきめ細かく実施するとともに、これらの結果を国民に明らかにするものとする。

(子ども及び妊婦の被ばく放射線量の評価等)

第八条 国は、平成二十三年東京電力原子力事故により放出された放射性物質による被ばくのおそれがある地域に居住し、又は滞在した子ども及び妊婦について、行動調査に基づく被ばく放射線量の推計、被ばく放射線量の評価に有効な検査等による被ばく放射線量の評価及びその結果の本人又はその保護者への通知を行うことその他平成二十三年東京電力原子力事故により放出された放射性物質による子ども及び妊婦の被

ばくの状況を明らかにするために必要な措置を講ずるものとする。

(生涯にわたる定期健康診断等)

第九条 国は、平成二十三年東京電力原子力事故により放出された放射性物質による被ばくのおそれがある子ども(胎児である間の当該被ばくのおそれがある子どもを含む。以下この条から第十二条までにおいて同じ。)及び妊婦の健康管理に資するため、当該子どもの生涯にわたる定期的な健康診断及び当該妊婦の健康診断の実施並びにその結果の保管及び本人又はその保護者への通知その他必要な措置を講ずるものとする。

(医療費に係る負担の減免)

第十条 国は、平成二十三年東京電力原子力事故により放出された放射性物質による被ばくのおそれがある子ども及び妊婦が医療を受けたときに負担すべき費用についてその負担を減免するため、必要な措置を講ずるものとする。

(医療等を行う機関の設置)

第十一条 国は、放射線による被ばくのおそれがある子ども及び妊婦に対する医療の提供及び健康相談を行う機関の設置のため、必要な措置を講ずるものとする。

(医療及び研究に係る人材の養成)

第十二条 国は、放射線に被ばくした者の医療及び放射線が人の健康に与える影響に関する研究に係る人材を幅広く養成するため、中等教育段階を含め、放射線に被ばくした者の医療及び放射線が人の健康に与える影響に関する教育及び研究の充実に必要な措置を講ずるものとする。

(子ども又は妊婦が通常所在する場所の汚染状況の把握、除染等の措置等)

第十三条 国は、子ども及び妊婦の被ばく放射線

量の低減に資するため、平成二十三年東京電力原子力事故により放出された放射性物質による環境の汚染が一定以上あるおそれがあると認められる地域内における子どもの住居、学校、保育所その他の子どもが通常所在する場所(通学路その他の子どもが通常移動する経路を含む。)及び妊婦の住居その他の妊婦が通常所在する場所(次項において「子ども又は妊婦が通常所在する場所」という。)についての汚染の状況に関する詳細な調査測定の実施並びにその方法及び結果の公表その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、子ども又は妊婦が通常所在する場所であつて、前項の調査測定の結果放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置が必要と認められるものについて、当該措置を速やかに行うため、必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、前項の除染等の措置が講ぜられるまでの間において当該措置が必要と認められる場所から子ども及び妊婦が一時的に避難することを支援するため、当該避難に要する費用の助成その他必要な措置を講ずるものとする。

(学校給食等に係る放射性物質の検査)

第十四条 国は、平成二十三年東京電力原子力事故により放出された放射性物質による食品への影響に係る不安を解消する必要があると認められる生産地がある場合に、当該生産地の食品を多く利用する学校給食等について放射性物質の検査が行われるよう、学校給食の共同調理場等における当該検査のための機器の設置に要する費用の助成その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域における自主的な取組の支援)

第十五条 国は、子どもを保護者等による放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置、学校給食等についての放射性物質の検査その他の子ども及び妊婦の被ばく放射線量の低減を図るための地域における自主的な取組を支援するため、最新の科学的知見に基づき専門的な助

言、情報の提供等を行うことができる者の派遣
その他必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの学習等の支援)

第十六条 国は、平成二十三年東京電力原子力事故により学校における学習その他の活動(以下この条において「学習等」という。)に支障が生じた子どもの学習等を支援するため、学校における学習を中断した子どもに対する補習の実施、学校における屋外での運動が困難となった子どもに対する屋外での運動の機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(放射線に関する教育及び啓発)

第十七条 国は、子どもをはじめとする国民が、放射線が人の健康に与える影響及び放射線からの効果的な防護方法に関する知識の習得等により放射線に関する正しい理解を深めることができるよう、学校教育における放射線に関する教育の推進その他必要な教育及び啓発を行うものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第十八条 国は、平成二十三年東京電力原子力事故による被害から子どもを保護するための施策の適正な策定及び実施に資するため、国民の意見を当該施策に反映し、その策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 平成二十三年東京電力原子力事故による被害から子どもを保護するための施策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、最新の科学的知見等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

平成二十四年四月十六日印刷

平成二十四年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A